

電子契約を希望する場合の建設工事・建設コンサルタント業務の流れ・提出書類等

当初契約における契約日は、「落札決定」後翌日から10日以内に設定する必要があります。（新潟市契約規則第30条）
 「利用同意書提出」や「請負賠償責任保険提出」、「履行保証提出」、「受発注者の署名」等、一連の手続きがすべて完了できる契約日を設定してください。

I. 一般競争入札の場合

<手続き> ※は該当案件のみ	<手段>	<対応者>
①資格審査書類提出	メール、持参	← 受注者
②-1 資格審査決定通知書等通知	電話後、メール	発注者 →
②-2 アクセスコード伝達	電話	発注者 →
③利用同意書等提出	メール	← 受注者
④-1 免除申請(コンサル)提出※	メール、持参	← 受注者
④-2 履行保証提出※	※提出内容による	← 受注者
④-3 請負業者賠償責任保険等提出	メール、e-NIIGATA、持参	← 受注者
⑤-1 契約書アップロード	クラウドサイン	発注者 →
⑤-2 契約署名	クラウドサイン	← 受注者
⑤-3 契約署名・締結	クラウドサイン	発注者 →

II. 指名競争入札の場合

<手続き> ※は該当案件のみ	<手段>	<対応者>
①-1 落札決定等通知	電話後、メール	発注者 →
①-2 アクセスコード伝達	電話	発注者 →
②利用同意書等提出	メール	← 受注者
③請負業者賠償責任保険等提出※	メール、持参	← 受注者
④-1 契約書アップロード	クラウドサイン	発注者 →
④-2 契約署名	クラウドサイン	← 受注者
④-3 契約署名・締結	クラウドサイン	発注者 →

III. 変更契約の場合

<手続き> ※は該当案件のみ	<手段>	<対応者>
①-1 変更契約等通知	FAX後、電話	発注者 →
①-2 アクセスコード伝達	電話	発注者 →
②利用同意書等提出	メール	← 受注者
③-1 履行保証提出※	メール、持参	← 受注者
③-2 請負業者賠償責任保険等提出	※提出内容による	← 受注者
④-1 契約書アップロード	クラウドサイン	発注者 →
④-2 契約署名	クラウドサイン	← 受注者
④-3 契約署名・締結	クラウドサイン	発注者 →

I. ①資格審査書類提出

提出書類	案件	出力方法	提出方法	備考
1 資格審査書類	全件	市HPからダウンロード	メール、持参	
2 工事着手日通知書	余裕期間設定工事(受注者選択方式)案件		メール、持参	
3 JV協定書(押印あり)	工事JV案件		メール、持参	メールの場合は、1部(押印済)をスキャンPDFで送付後、後日原本1部を持参または郵送

II. ②利用同意書等提出

提出書類	案件	出力方法	提出方法	備考
1 電子契約利用同意書	全件	市HPからダウンロード	メール	該当しない(記載ない)場合でも提出
2 建設リサイクル法別紙	工事全件			
3 工事着手日通知書	余裕期間設定工事(受注者選択方式)案件			

III. ②利用同意書等提出

提出書類	案件	出力方法	提出方法	備考
1 電子契約利用同意書	全件	市HPからダウンロード	メール	当初契約時提出済みでも再度要提出
2 建設リサイクル法別紙	工事全件			該当しない(記載ない)場合でも提出

I. ③利用同意書等提出

提出書類	案件	出力方法	提出方法	備考
1 電子契約利用同意書	全件	市HPからダウンロード	メール	該当しない(記載ない)場合でも提出
2 建設リサイクル法別紙	工事全件			
3 建築士法第22条の3の3に定める記載事項	コンサル該当案件			

II. ③請負業者賠償責任保険等提出

提出書類	案件	発行元等	提出方法	備考
1 請負業者賠償責任保険の付保証明書	・工事全件 ・コンサル該当案件	保険会社等	メール、持参	メールの場合は、スキャンPDF送付
2 暴力団等の排除に関する誓約書	全件	市HPからダウンロード		
3 総合評価値通知書	工事全件	許可庁		メールの場合は、スキャンPDF送付

III. ③-2 請負業者賠償責任保険提出

提出書類	案件	発行元	提出方法	備考
1 請負業者賠償責任保険の付保証明書	個別加入の工期/履行期限延長案件	保険会社等	メール、持参	メールの場合は、スキャンPDF送付

※「III. ③-2 履行保証提出」については、令和6年9月20日付契約課通知「契約保証及び前払金保証における電子保証の開始について」を参照願います。

I. ④-3 請負業者賠償責任保険提出

提出書類	案件	発行元	提出方法	備考
1 請負業者賠償責任保険の付保証明書	・工事全件 ・コンサル該当案件	保険会社等	メール、持参	メールの場合は、スキャンPDF送付

※「I. ④-2 履行保証提出」については、令和6年9月20日付契約課通知「契約保証及び前払金保証における電子保証の開始について」を参照願います。